

金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）（平成21年9月金融庁総務企画局）

改 正 後	現 行
<p>第1章 金融商品取引法</p> <p>金商法第2条（定義）関係</p> <p><u>（金商法施行令第1条の3の2第2号に該当する場合）</u> <u>2-2 リース取引を業として行う者（以下2-2において「リース事業者」とい</u> <u>う。）が共同してリース取引に係る事業を行うことを約する契約に基づく権利に</u> <u>関し、リース事業者がリース取引に係る借主の審査及び管理並びにリース物件（</u> <u>リース取引により借主に使用させる物件をいう。）の管理その他のリース取引に</u> <u>係る重要な業務に従事する場合には、当該リース事業者は、金商法施行令第1条</u> <u>の3の2第2号口に該当することに留意する。</u></p>	<p>第1章 金融商品取引法</p> <p>金商法第2条（定義）関係</p> <p>（新設）</p>